

**緊急事態宣言発令中**  
**感染拡大防止の取り組みの徹底をお願いします**

1月13日、感染拡大状況を踏まえ、緊急事態宣言が発出されました。

新規陽性者が急増しており、医療体制が非常に厳しい状況です。特に、急増している家庭での感染を防ぐため、まずは**飲食に つながる人の流れを抑制**する対策が必要です。

すでに多くのご協力をいただいておりますが、医療崩壊を防ぎ、県民の皆さんのいのちを守るため、感染拡大防止に向け、以下のことについてご理解、ご協力をお願いします。

**1 営業時間の短縮等**

- 飲食店の営業は20時まで、酒類の提供は19時までとするよう法律に基づき要請します。※協力金の詳細については裏面へ
- 劇場、集会場、運動施設、遊技場などの施設の営業は20時まで、酒類の提供は19時までとすることに協力をお願いします。
- 営業時は、業種別ガイドラインを順守し、感染防止対策宣言ポスターの掲示と新型コロナ追跡システムの導入をお願いします。

新型コロナ追跡システムはこちら▶



**2 外出自粛等**

- 不要不急の外出自粛（特に20時以降）の徹底、緊急事態宣言対象区域をはじめ、感染リスクのある場所への出入りの自粛を強くお願いします。
- 毎日の検温、マスクの着用など健康管理や換気を徹底してください。
- 発熱、息苦しさ、味覚の異常などの症状がある場合には、出勤、通学等を控えるとともに、すぐにかかりつけ医などに電話相談してください。

**3 テレワーク等の推進**

- 人と人との接触機会を減らすため、在宅勤務（テレワーク）やオンライン会議などにより、出勤者の7割削減をお願いします。

**4 イベント開催要件の見直し**

- イベントは、人数上限5,000人かつ屋内では収容率50%以下、屋外では人と人の距離を十分に確保しましょう（チケット販売済み分は適用外）。

皆さん一人一人が「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。医療・福祉従事者をはじめ、県民の健康や暮らしを支えている方々などには、心から感謝申し上げます。ともにこの難局を乗り越えましょう。

兵庫県知事

井戸敏三

**感染状況が急激に変化しています**

○これまで、県内ではクラスター（医療機関、福祉施設等）での感染が中心で、感染源を追うことができていましたが、年初以降、**新規陽性者が急増**するとともに、**感染経路不明割合が増加**（50%超）しています。**飲食の場面を通じた感染増**が起きつつあると考えられます。

○感染拡大の速度が増しており、早期に状況が改善しなければ感染者が爆発的に増加し、医療崩壊のおそれがあります。これを防ぐためにも、感染拡大防止の取り組みに協力をお願いします。

病床使用率、感染状況

区分 (%)		日付	12/24	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13
病床使用率	病床全体	65.5	68.3	70.1	72.5	75.5	77.2	76.1	75.7	75.4	77.5	78.3	
	うち重症病床	38.8	42.2	46.6	46.6	46.6	52.6	56.0	59.5	63.8	60.3	61.2	
感染状況	感染経路不明割合(※)	43.3	47.3	49.4	53.7	54.5	56.6	56.4	54.5	53.4	50.3	48.0	
	新規陽性者数(人)	152	116	217	246	284	297	324	269	154	161	285	

※直近1週間の新規陽性者数のうち感染経路が不明な人の割合

感染経路別患者数

発生地	感染推定場所	11/1~1/13		1/7~1/13	
		患者数	%	患者数	%
県内	飲食店	112	2.0	17	1.9
	家庭	2,163	39.6	576	63.1
	職場・施設・学校等	586	10.7	80	8.8
	友人とのカラオケ、談話等	272	5.0	76	8.3
	クラスター	2,046	37.4	130	14.2
	その他	140	2.6	18	2.0
小計		5,319	97.3	897	98.2


帰省や飲食を介した家庭内感染の増加

発生地	感染推定場所	11/1~1/13		1/7~1/13	
		患者数	%	患者数	%
県外	飲食店	20	0.4	0	0.0
	職場・施設・学校等	56	1.0	1	0.1
	友人とのカラオケ、談話等	29	0.5	11	1.2
	その他	42	0.8	4	0.4
小計		147	2.7	16	1.8
県内外の合計		5,466	100	913	100
調査中・不明		3,970		861	
合計		9,436		1,774	

感染経路不明の割合が増加

# 緊急事態措置により飲食店に対して法律に基づき営業時間の短縮を要請しています 協力をお願いします

※この情報は1月15日現在のものです

区分	内容	
対象	県内全域の食品衛生法上の飲食店営業または喫茶店営業の許可を受けている飲食店で、通常20時以降も営業している施設。 ※酒類の提供を行う飲食店に限定しません	
要請内容	【1月14日(土)～2月7日(日)の期間】5時～20時の時短営業（酒類提供は11時～19時） ※特別な事情で1月14日(土)から時短営業を開始できない場合は、遅くとも1月18日(月)から時短営業を開始すれば対象に含まれます	
協力金	支給要件	全ての要請する期間において、時短営業（休業を含む）をしていただいた事業者へ店舗単位に支給します。ただし、業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取り組みを行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。 感染防止対策宣言ポスターはこちら▶ 
	支給額	1店舗につき1日当たり6万円×時短日数 ※県による時短要請（1月12日(土)～13日(日)の2日間、5時～21時の営業）に協力いただいた神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店等」については、左記に加え1店舗につき1日当たり4万円×時短日数（最大2日）が支給されます
受付時期・申請方法	要請期間が終了した2月8日(日)以降に受け付けを開始する予定です。 具体的な受け付け時期・申請方法は、追って県ホームページでお知らせします。	

## 営業時間の短縮等に協力をお願いします

対象

- ▶ 運動施設（体育館、スポーツジム等）、遊技場（パチンコ店、ゲームセンター等）
- ▶ 劇場、観覧場、映画館または演芸場 ▶ 集会場または公会堂、展示場
- ▶ 博物館、美術館または図書館 ▶ ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る）

内容

- ▶ 5時～20時の時短営業（酒類提供は11時～19時）
- ▶ 人数上限5,000人、かつ収容率50%以下とすること

対象

- ▶ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く）
- ▶ 物品販売業を営む1,000㎡超の店舗（生活必需物資を除く。アウトドア用品店、スポーツグッズ店、古本屋等）
- ▶ サービス業を営む1,000㎡超の店舗（生活必需サービスを除く。旅行代理店、スーパー銭湯、フォトスタジオ等）

内容

- ▶ 5時～20時の時短営業（酒類提供は11時～19時）

## 一層の入院医療体制等の強化に取り組みます

○入院受け入れを行っている医療機関の負担軽減に向けて、**宿泊療養施設の稼働率向上**の取り組み等を行っています。

①無症状者と同様に、**リスクの低い軽症者**（咳、鼻閉等の症状消失、症状が味覚・嗅覚障害・鼻汁のみ等）、**軽微な発熱がある40歳未満の人**（コントロール不十分な慢性疾患を有する人を除く）は、入院を経ずに直接、**宿泊療養可能**とします。

②新型コロナウイルス感染症回復後、引き続き他の疾患での入院が必要な患者について、積極的な転院受け入れを医療機関へ要請します。

○入院病床を670床→750床（うち重症110床→120床）程度に拡充しました。これに加えて、医療機関へ**50床の確保を要請**します。

○入院医療体制に支障が生じないよう、**宿泊療養施設を700室→1,000室程度に拡充**しました。さらに、**新たな施設の確保**を検討します。

○**引き続き、自宅療養ゼロを堅持**し、容体急変への適切な対応と家庭内感染の防止を徹底していきます。

○PCR検査体制について、衛生研究所の能力増強、民間検査機関や医療機関への機器導入支援などにより検査体制の充実を図り、1日当たり2,500件→4,050件の検査件数を確保しました。

### 営業時間の短縮要請・協力金に関する問い合わせ先

営業時間短縮・協力金コールセンター  
☎078(362)9844 平日9時～17時

### 緊急事態措置に関する問い合わせ先

兵庫県緊急事態措置コールセンター  
☎078(362)9858  
9時～17時（土・日・祝休日含む）  
その他、最新情報などは  
県ホームページで確認し  
てください。



### 発熱等受診・相談センター等

発熱等があれば、かかりつけ医などに電話で相談してください。連絡せずに直接、医療機関へ行くのは控えましょう。相談先に迷う場合は、下記センター等に相談してください。

新型コロナ健康相談 コールセンター	☎078(362)9980	24時間受付 (土・日・祝休日含む)	豊岡健康福祉事務所	☎0796(26)3660	平日9時～17時30分
芦屋健康福祉事務所	☎0797(32)0707	平日9時～17時30分	朝来健康福祉事務所	☎079(672)0555	
宝塚健康福祉事務所	☎0797(62)7304		丹波健康福祉事務所	☎0795(73)3765	
伊丹健康福祉事務所	☎072(785)9437		洲本健康福祉事務所	☎0799(26)2062	
加古川健康福祉事務所	☎079(422)0002		神戸市保健所	☎078(322)6250	24時間受付 (土・日・祝休日含む)
加東健康福祉事務所	☎0795(42)9436		姫路市保健所	☎079(289)0055	平日9時～19時 土・日・祝休日9時～17時
中播磨健康福祉事務所	☎0790(22)1234		尼崎市保健所	☎06(4869)3015	
龍野健康福祉事務所	☎0791(63)5140		西宮市保健所	☎0798(26)2240	
赤穂健康福祉事務所	☎0791(43)2321		あかし保健所	☎078(918)5439	9時～20時 (土・日・祝休日含む)